

令和7年第3回垂井町議会定例会の会議結果

(会期：令和7年6月4日～13日 10日間)

議案番号	件 名	議決日	結 果
報告第1号	専決処分の報告について	—	報 告
	損害賠償額82,160円を支払い、和解するもの。		
報告第2号	垂井町一般会計繰越明許費の報告について	—	報 告
	令和7年度へ繰越を行った、住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業ほか7事業の予算について、繰越計算書のとおり報告するもの。		
報告第3号	垂井町水道事業会計予算の繰越報告について	—	報 告
	令和7年度へ繰越を行った、岩手3号線路側改良に伴う配水管布設替事業の予算について、繰越計算書のとおり報告するもの。		
報告第4号	垂井町下水道事業会計予算の繰越報告について	—	報 告
	令和7年度へ繰越を行った、浄化センター水処理施設増設事業の予算について、繰越計算書のとおり報告するもの。		
報告第5号	垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について	—	報 告
	令和7年度事業計画、予算及び資金計画並びに令和6年度事業報告書及び決算報告書を提出するもの。		
議第41号	相川橋橋梁補修工事請負契約の締結について	6月4日	原案可決
	契約相手方：株式会社松栄工務店 契約金額：1億3,453万円		
議第42号	宮代121号線道路改良工事請負契約の締結について	6月4日	原案可決
	契約相手方：株式会社新栄 契約金額：6,884万9,000円		
議第43号	指定金融機関の指定について	6月4日	原案可決
	地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、西美濃農業協同組合を指定金融機関に指定するもの。		
議第44号	令和7年度垂井町一般会計補正予算（第2号）	6月13日	原案可決
	1億3,386万6千円を追加し、予算総額を107億331万1千円とするもの。		
議第45号	令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月13日	原案可決
	23万4千円を追加し、予算総額を4億7,923万4千円とするもの。		
議第46号	令和7年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）	6月13日	原案可決
	収益的収入及び支出の予定額に143万4千円を追加し、収益的収入の予定額を7億2,542万6千円、収益的支出の予定額を6億9,906万4千円とする		
議第47号	垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について	6月13日	原案可決
	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、投票管理者等報酬の額が引き上げられるため、所要の改正を行うもの。		

議第48号	令和7年度垂井町一般会計補正予算（第3号）	6月13日	原案可決
	86万9千円を追加し、予算総額を107億418万円とするもの。		
請願第1号	再審法改正を求める意見書を国に提出することについての請願	6月13日	採 択
議会議案 第4号	再審法改正を求める意見書について	6月13日	原案可決
	刑事訴訟法の再審規定を国において速やかに改正するよう強く要望するため、意見書を内閣総理大臣等に提出するもの。		
—	議員派遣の件	6月13日	決 定
	研修会等に議員を派遣するもの。		